

**スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>
に係るセルフチェックシート**

[団体名：(公財)福岡県スポーツ協会]

[記載日：令和3年3月18日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団・財団法人法」及び「公益法人認定法」を遵守し、適切に団体運営及び事業運営を行っている。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	/
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「公益法人認定法」、「定款」及び「諸規程」を遵守し、適切に事業運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法令に基づき理事、監事及び評議員等を選任の上、理事会、評議員会等を開催し、適切に団体運営及び事業運営を行っている。また、4つの委員会を設置し適切に団体運営及び事業運営を行っている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 「県民のスポーツライフの充実と豊かで活力のある生活の実現」に向けた基本方針を策定・公表している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 役員のコンプライアンス教育については、年度初めの理事会及び定時評議員会等で「倫理に関するガイドライン」を配付し実施している。職員向けのコンプライアンス教育については、年度初めだけでなく、その都度「倫理に関するガイドライン」、「事務局職員就業規則」等を基に実施している。今後も、より一層のコンプライアンス教育に取り組む予定である。	
(2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 選手強化研修会、指導者研修会、国体監督会議等において、選手及び指導者に向け、社会常識をはじめ、倫理観の高揚や社会規範の育成といった行動規範の遵守を促す内容のコンプライアンス教育を実施している。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公認会計士の指導・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 監事には専門性を有する者を配置し、財務・経理業務だけでなく、業務運営全般に渉り監査を受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 法令、ガイドライン及び「会計事務処理規程」を遵守し適切に処理し、監査を受けている。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 会計処理を公正かつ適切に行うため、職員が相互にチェックする体制を構築している。また、公認会計士の指導・助言を得て、適切に処理している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿等）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。また、事業報告書、決算報告書をはじめ、定款、書類等をHPで開示している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 法人概要、財務関係、事業関係など組織運営に係る情報をHPで公表している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	